

令和 7 年度
事業計画書

社会福祉法人 青松会
児童養護施設 清光学園

〒028-3101
岩手県花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地13

TEL : 0198(45)5173
FAX : 0198(45)5945
E-Mail: seikougakuen@seikougakuen.jp
WEB : www.seikougakuen.jp

I 施設の概要

- 1 施設名 児童養護施設 清光学園
2 所在地 岩手県花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地13
3 設置経営主体 社会福祉法人 青松会
4 開所年月日 昭和54年4月1日
5 敷地面積 2,317.41㎡
6 建物 鉄骨造

1階 690.70㎡

2階 650.11㎡

物置 11.23㎡

7 地域分散型ホーム

①地域小規模児童養護施設 「みずきホーム」

所在地 花巻市石鳥谷町中寺林第7地割38番地2

建物 木造2階建て

1階 92.33㎡

2階 43.06㎡

②分園型小規模グループケア 「くすのきホーム」

所在地 花巻市石鳥谷町中寺林第7地割38番地2

建物 木造2階建て

1階 92.33㎡

2階 43.06㎡

③地域小規模児童養護施設 「けやきホーム」

所在地 花巻市石鳥谷町中寺林第7地割38番地2

建物 木造2階建て

1階 92.33㎡

2階 43.06㎡

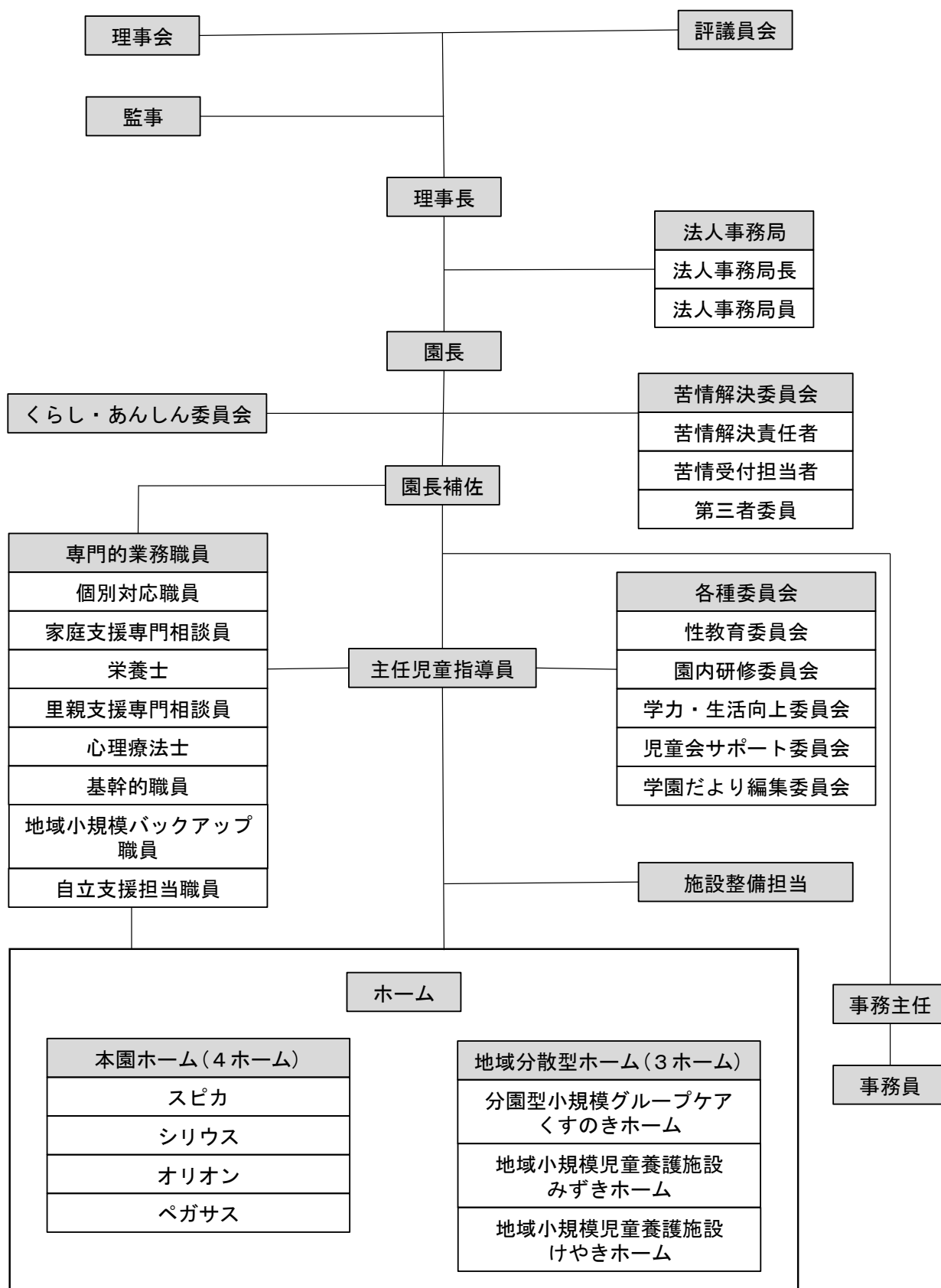
- 8 入所定員 本園24名 分園型小規模グループケア6名
地域小規模児童養護施設 12名 計 42名

9 職員の配置

令和7年4月1日

職名・職種	本園	くすのき ホーム	みずき ホーム	けやき ホーム
園 長	1			
園 長 補 佐	[1]			
事 務 主 任	[1]			
事 務 員	[2]			
家庭支援専門相談員	2			
里親支援専門相談員	1			
個別対応職員	[1]			
地域小規模バックアップ職員	1			
自立支援担当職員	[1]			
心理療法士	1			
基幹的職員	[1]			
主任児童指導員	[1]			
児童指導員	17[3]([1])	3	2	3
児童指導員補助	1			
特別指導員			1	
栄 養 士	[1]			
調 理 員	[2]([1])			
宿直専門員		(1)	(1)	(1)
施設整備担当	(1)			
嘱 託 医	1			
計	32	4	4	4

() 臨時職員 [] 兼務



11 施設の沿革

昭和 53 年 9 月 18 日	社会福祉法人 青松会 設立認可（厚生省収児第 860 号）
昭和 53 年 10 月 9 日	法人設立登記
昭和 54 年 4 月 1 日	養護施設 清光学園 事業開始（定員 30 名）
昭和 55 年 12 月 25 日	体育館建設（日本自動車振興会補助事業）
昭和 59 年 7 月 5 日	洗濯室乾燥棟建設（岩手県福祉基金補助事業）
昭和 60 年 8 月 5 日	ピアノ他楽器整備（日本生命財団）
昭和 61 年 7 月 13 日	清光学園増築事業開始（日本船舶振興会補助事業）
10 月 30 日	適合基準認定の一部変更認可（定員 30→50 名）
平成 23 年 4 月 1 日	分園型小規模グループケア「明光園」開設（定員 8 名）
平成 26 年 4 月 1 日	地域小規模児童養護施設「みずきホーム」開設 定員変更認可 本園 33 名 分園型小規模グループケア 8 名 地域小規模児童養護施設 6 名 計 47 名
平成 27 年 4 月 1 日	定員変更認可 本園 32 名 分園型小規模グループケア 8 名 地域小規模児童養護施設 6 名 計 46 名
平成 30 年 6 月 14 日	新園舎建築工事着工（次世代育成支援対策施設整備交付金）
平成 31 年 4 月 1 日	園舎移転 「スピカ」「シリウス」「ペガサス」「オリオン」の 4 ユニット（定数 32 名） での本園型小規模グループケアを開始
令和 5 年 8 月 1 日	地域分散施設 2 棟着工（次世代育成支援対策施設整備交付金）
令和 6 年 4 月 1 日	地域小規模児童養護施設「みずきホーム」移転 分園型小規模グループケア「明光園」移転および「くすのきホーム」へ名称変更 定員変更認可 本園 32 名 分園型小規模グループケア 6 名 地域小規模児童養護施設 6 名 計 44 名
令和 6 年 8 月 1 日	地域分散施設 1 棟着工（次世代育成支援対策施設整備交付金）
令和 7 年 4 月 1 日	地域小規模児童養護施設「けやきホーム」開設 定員変更認可 本園 24 名 分園型小規模グループケア 6 名 地域小規模児童養護施設 12 名 計 42 名

II 基本理念及び基本方針

【法人の理念】

「調和」

- 1 調和の取れた児童の育成
- 2 地域との調和のとれた施設運営
- 3 全ての役職員の調和の取れた養育

【法人の基本方針】

- 1 ガバナンス（組織統治）の確立
理事会を活性化するとともに、評議委員会を設置し、組織的な法人・施設運営に努めます。
- 2 コンプライアンス（法令遵守）の徹底
法令やルールに沿った法人・施設運営を行います。
- 3 社会に対する説明責任の徹底
ホームページや施設内掲示により情報を開示し、利用者や市民への説明責任を果たします。
- 4 公益的な取り組みの推進
地域の福祉ニーズに沿った公益的な事業に取り組み、福祉のまちづくりに貢献します。
- 5 職員育成の充実
体系的な研修プログラムを構築し、職員の資質向上に努めます。

【施設の基本理念】

「和の心と使命感をもって、たくましく思いやりのある児童を育成する」

【施設の基本方針】

- 1 子どもたちの最善の利益を基本に養護を行います。
- 2 子どもたちの権利を守り、生きる力を育みます。
- 3 職員は一つとなり、子どもたちとともに歩み、ともに成長します。
- 4 子どもたちにとってより家庭的な養護に努めます。
- 5 地域における子育ての支援に努めます。

III 事業の目的

児童福祉法第 41 条の規定に基づいて、入所措置された児童を深い愛情と専門的知識技術をもって、人間性豊かで心身ともに健全で、調和がとれた社会人となるように養護育成することを基本とする。

IV 児童支援の基本

社会的養育を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもたちの幸せと心豊かで健やかな発達を保障し、自立を支援するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行う。

1 子どもの権利擁護

- (1) 子どもの処遇に当たっては、子どもの持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することを基本とし、子どもの発達段階に応じて、その意見は十分尊重する。

2 個別化と家庭的養育の推進

- (1) 命の尊さ（生命の尊厳）を認識し、一人ひとりの個人を尊重した処遇を行う。また、その処遇に当た

- っては子どもに対する受容的・支持的関わりを心掛け、個々の子どもの気持ちを汲み取るよう努める。
- (2) 個人が集団の中に埋もれることのないよう子ども一人ひとりの自立支援計画を策定し、支援目標や支援方法などを明確にする。
 - (3) 「当たり前の生活の保障」が重要であり、子どもの生活の場を地域から切り離すことなく、できるだけ家庭的な環境で養育する。

3 発達の保障と自立支援

- (1) 生活指導、学習指導、職業指導を通じて、子ども期の健全な発達の保障と自立した社会生活に必要な基礎的な力の形成を目指す。
- (2) 心身ともに豊かな子どもの育成を目指し、子どもの主体性、創造性を尊重した養育に努めるとともに、自立心の涵養を図る。

4 回復を目指した支援

- (1) 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指し、心理療法による心のケアやマンツーマンの対応を心掛ける。また、大切にされる体験を積み重ねることで信頼関係や自己肯定感（自尊心）を育む。

5 家族との連携

- (1) 子が親を想う心を思い、子どもとその親との関係を大切にしたい支援を行う。また、親と連携した子どもへの支援に努める。
- (2) 子どもの早期家庭復帰と虐待の再発防止に向け、家庭の養育機能の回復支援、親子間の関係性のゆがみの修復など、家庭環境の調整、親子関係の再構築支援に努める。

6 地域における子育ての支援

- (1) 核家族化や人と人との繋がり希薄化など子育てしづらい状況を踏まえ、地域における養育に困難を抱える家庭を支援するため、行政と連携し、ショートステイやトワイライトステイ事業の受け入れ及び要保護児童対策地域協議会の実務者会議への積極的な参加に努める。
- (2) 地域における専門的援助が必要な子どもや家庭に対する支援が展開できるよう、施設の特性を生かした相談援助機能を充実させる。

7 継続的支援と連携アプローチ

- (1) 園内での養育にとどまらず、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、退園後に子どもが「自立」するまでのアフターケアなど、入所前の状況等も踏まえ、入所開始から退園後まで一貫性のある養育と継続的な支援に努める。
- (2) 学校、幼稚園、児童相談所、市町村、民生児童委員、医療機関などの様々な関係機関と連携を密にし、職員全員がそれぞれの専門性を発揮し、社会全体での子育てに努める。

8 ライフサイクルを見通した支援

- (1) 社会的養育では、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返される子育てのサイクルへの支援が重要であり、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援に努めていく。

9 その他

- (1) 職員は、子どもを養育するに当たり、身体的苦痛や人格的辱めを加えるなど、懲戒権の乱用となる行為を行わない。また職員は、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他の子どもの心身に有害な影響を与える行為を行わない。
- (2) 職員は、子ども達や親が抱える多様なニーズや発達課題に対し、知識・技術・経験に裏打ちされた支援を行うため、専門的知識・援助技術の習得に努める。
- (3) 地域の福祉ニーズに基づく公益的な取り組み、地域住民との交流、施設機能の解放などを通じ、地域におけるさまざまなニーズに柔軟に対応できる、地域から必要とされる施設運営を行う。

V 運営方針

1 施設運営方針

(1) 権利擁護・被措置児童虐待防止

児童福祉法の改正により、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することが明記された。意見表明等支援事業が創設され、意見表明支援員による新たな仕組みがスタートするため、当学園においても日常から子どもの意見を聞き取る環境を整備するとともに、人権擁護チェックリストの取り組みを行う等、子どもの権利擁護をより深く理解する取り組みを進めていく。また、子どもに対しては「いわてこどものけんりノート」を活用し、権利擁護についての理解を促していく。

くらし・あんしん委員会による聞き取りや満足度調査等を通じて、職員と児童双方の権利擁護意識の点検や学習を行うことにより、虐待防止及び権利擁護意識の醸成・向上を図る。

苦情解決体制として「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員」を設置しているが、年度初めに苦情解決の仕組みや苦情意見箱の設置を児童、職員共に再周知し、利用しやすい環境を整える。

くらし・あんしん委員会においては、児童への個別の聞き取りを2ヶ月に1回在籍ホーム以外の職員が実施する。また、上記聞き取りの他、1年に1回以上第三者による聞き取りを行う。聞き取り者は第三者委員、評議員、理事等から園長が指名し、聞き取り対象者は各ホームから1名以上無作為抽出する。聞き取りの翌月は委員会を開催し、子どもたちが安全で安心な環境にいるかどうか、権利擁護に沿った支援が適切に実施されているかを確認する。

また、理事長、園長、園長補佐、主任の4名で毎月1回以上運営会議を行い、児童、職員共に権利が侵害されていないか、問題点や取り組むべき事項について検討する。取り上げられた内容については早急に対策方法を検討及び実行することにより、問題が重篤化する前に解決できる体制を構築する。

職員に対しては、外部研修や内部研修、伝達研修等により権利擁護の意識を高めるとともに、支援スキルの向上を図る。また、職員の心理的安全性を確保するため、メンタルヘルスケア支援や外部スーパービジョンの導入を検討する。

(2) 高機能化に向けた取り組み

① 施設養育の高機能化の方向性

施設における養育の質を高めるため、健全な愛着が形成されず、トラウマを抱え、自分や他者への不信感が強い子どもや、自己制御が困難で家庭的な生活や同年齢集団の活動に適応しにくい子ども、またトラウマや愛着の問題に加えて発達障害を併せ持つ子どもなど、ケアニーズの高い子どもへの支援を強化する。これらの子どもたちの課題解決には、本人への直接的なケアだけでなく、背景にある家庭環境を含めた『生活』全体への支援が不可欠である。そのため、ケアワークとソーシャルワークを統合し、包括的な支援を実施するとともに、職員間での情報共有を徹底し、それぞれの役割を明確化することで、チームとしての効果的な支援を行う。また、児童相談所やこども家庭センター、学校、医療機関、地域支援機関などと密に連携し、重層的な支援体制を構築する。さらに、職員一人ひとりの支援スキル向上を図るため、専門研修や実践的なトレーニングを実施する。加えて、子どもが安心して生活できるよう、物理的・心理的な環境の最適化を行い、個別対応がしやすい体制を整備する。

② 早期の家庭復帰や里親委託の推進

子どもの最善の利益を考慮し、可能な限り早期の家庭復帰や里親委託を目指す。そのため、家庭支援専門相談員が中心となり、保護者への支援を行い、家庭環境の改善を促進するとともに、里親支援専門相談員が適切な里親マッチングや里親へのサポートを強化する。また、家庭復帰が難しい場合であっても、子どもの心理的な負担を軽減するため、親や兄弟姉妹との交流機会を適宜設定する。さらに、家庭復帰や里親委託の前に一時的な家庭滞在期間を設けることで、スムーズな移行を目指す。

③ 自立支援とアフターケアの充実

施設退所後も子どもが円滑に自立した生活へ移行できるよう、自立支援担当職員を中心に、生活スキル習得、就労支援、金銭管理、対人関係スキルの向上を支援する。また、社会福祉協議会、NPO 法人などと連携し、退所後の生活基盤を整える。アフターケアについても、家庭支援専門相談員や自立支援担当職員が定期的に連絡を取り、必要に応じて伴走型の支援を提供することで、安心した生活の継続を支援する。今後も施設の高機能化を進めるにあたり、ケアの質の向上、多機関連携の強化、人材育成の充実を目指し、継続的な改善を行いながら、子どもたちの最善の利益を実現する施設運営を推進していく。

(3) 多機能化、機能転換に向けた取り組み

① 一時保護委託の受け入れ態勢の整備

県内3児童相談所においては、居室の数や広さ等の課題から、定員通りの人数を一時保護することが難しい状況にあり、当施設への一時保護委託の件数も年々増加している。

一時保護の目的が子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図ることであることを踏まえ、児童相談所から打診があった場合は、緊密に連携を図りながら可能な限り迅速に受け入れを行う。

また、今後の受け入れ体制を強化し、より安定した一時保護環境を確保するため、一時保護専用施設の開設についても検討を進める。

② 里親支援機能の強化

里親支援専門相談員を中心に、児童相談所、里親支援センター、市町村、里親会等の関係機関と連携し、里親制度の普及および里親委託の推進を図る。

養育が困難な子どもが増加している現状を踏まえ、里親の養育スキル向上を目的とした研修会の開催

や、施設内での里親サロンの実施を通じて、里親の支援を積極的に行う。また、登録前実習の受け入れ協力や、各市町村での説明会、パネル展示等への支援を行い、地域における里親制度の理解促進を図る。

加えて、昨年度好評であった夫婦で参加する料理講習を今年度も継続実施し、夫婦での協力的な子育てを支援する。

③ 市町と連携した在宅支援

児童福祉法の改正に伴い、市町村には、こども家庭センターの設置による子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化や事業の拡充が求められている。当施設においても、地域の多様なニーズに対応した支援を充実させるため、地域との密接な連携を図り、以下の取り組みを推進する。

今年度も花巻市の要保護児童対策協議会の実務者会議に積極的に参加し、地域における要保護・要支援児童に関わる家庭の課題を把握し、迅速かつ適切な支援につなげることを目指す。また、行政と連携し、養育に困難を抱える家庭に対して、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業を積極的に活用し、家庭支援の充実を図る。

地域子ども・子育て支援事業の拡充に伴い、当施設が担うことのできる新たな役割について行政と協議を行い、必要に応じた対応を検討する。

岩手県社会福祉法人経営者協議会による「いわて・あんしんサポート事業」に継続して参加し、所属するあんしんサポート相談員および社会福祉協議会担当者と連携し、経済的に困窮する家庭に対する支援を推進する。

花巻市内社会福祉法人連絡会議に参加し、平常時から他施設・他法人と連携を深め、地域における包括的な支援体制の構築を目指す。また、地域住民に対して園内地域交流室を開放し、地域の相談窓口としての機能強化に努める。

施設見学や講演依頼を積極的に受け入れ、児童養護施設の役割や支援内容を広く伝えていく。また、児童虐待防止や地域福祉に関する情報提供を充実させ、地域住民の理解を深めることにも力を入れる。

施設見学や講演依頼を積極的に受け入れ、児童養護施設の役割や支援内容について広く周知・啓発を行うとともに、児童虐待防止や地域福祉に関する情報提供を強化し、地域住民の理解促進を図る。

以上の取り組みを通じて、地域に根ざした包括的な支援を提供し、児童養護施設としての役割をより一層強化していく。

※ショートステイ

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

※トワイライトステイ

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

（４）組織運営体制

運営の円滑化を図るため、誰が何を担うのかを明確にしたピラミッド型の組織体制を構築する。意思決定の権限と責任を個人およびチームに適切に割り当てることで、意思決定プロセスの透明性を高める。

各ホームの運営においては、充実した支援と高度な専門的ケアをチームで提供するため、ホームメンバー全員が連携をとりながら支援にあたる。リーダーはホーム内のタスク管理、情報共有および共通理解の促進、ホームメンバーへの指導・助言を担い、各自が自らの役割を認識して業務に取り組む体制を確立する。

また、リーダーは専門職員からスーパーバイズを受けることで、階層ごとに相談や助言がしやすい関係性と体制を徹底し、職場全体の養育能力向上に努める。指導・助言を行う専門職員は、適切な距離感を保ちながら、一定の周期または必要に応じて柔軟に対応し、施設全体での情報共有と連携が滞らないよう支援する。

昨年度設立した各委員会には、全ての直接処遇職員がいずれかに所属し、自ら意見を述べる機会を設ける。これにより、現場レベルで把握した課題や効果的な取り組みを組織に反映し、トップダウンとボトムアップの両面からバランスの取れた組織運営を目指す。

情報共有については、園内 LAN システムを活用してパソコンによる情報閲覧および記録の共有を行うほか、日常の連絡事項については ZOOM を用いた朝会を実施している。今後、本体施設と地域分散型ホームが連携した会議や緊急度の高い会議の実施が想定されるため、オンライン環境の整備と継続的な活用を推進する。また、各関係機関と実施するケース検討会議などの多職種連携においても、迅速かつ柔軟な対応が可能な体制を構築する。

自立支援計画の策定については、各担当が児童とともに作成した計画をホーム会議および専門職による精査を経て、児童それぞれの課題と支援方針を全職員が共有する。共有された課題と方針は日々の児童支援に反映させ、チーム単位で自立に向けた支援を行う。また、策定した自立支援計画は定期的に評価・見直しを行い、支援の質の向上を図る。

さらに、各種会議開催要綱に基づき、以下の会議を実施する。これにより、事業計画で示した各部門の養育方針に基づく諸計画の策定・実施・評価を行うとともに、児童一人ひとりの状況を共有し、年齢や特性に応じた支援方法を検討する。会議を通じた情報共有と検討を重ねることで、チームでの一貫した対応を徹底する。

① ホーム会議 月 1 回

業務の円滑化やケース課題の共有および業務標準マニュアルに基づく標準的支援が実施されているか確認することを目的とする。参加職員はホーム職員とする。

② 職員会議 月 1 回

宿直専門員を除く全職員を対象とし、行事や各種委員会等の検討内容や、園長が全体に関わると判断した案件等を協議し、検討する場として開催する。また、リーダー会議で協議、決定した事項を報告する場とする。

③ リーダー会議 月 1 回

各ホームリーダー、主任、家庭支援専門相談員による、ホーム間の統一した養育・支援のための協議、情報交換等の場として月 1 回開催する。

④ ケース会議 随時

問題行動対応や状態分析、個別ケース検討や支援内容・方法等を協議・検討する場として、ホームからの要請または主任、園長補佐、園長が必要と判断した都度開催し、多面的な角度からの検討を行

う。参加職員はホーム職員、専門職、主任、園長補佐、園長とし、主任が招集する。

⑤食事内容検討会 年3回

日々の食事において、より充実した食事内容とすることを目的とし、栄養士、各ホーム職員による検討会を行う。開催日は必要に応じて随時設定し、栄養士が招集する。

⑥運営会議 月1回以上随時

施設運営に大きく関わる内容等においては、随時運営会議を開催し協議、検討する。参加職員は理事長、園長、園長補佐、主任を基本とし、その他必要に応じて園長が決定し招集する。

(5) 業務の標準化

業務にあたっては、標準的な支援方法を文書化した各種要領やマニュアルをまとめた「業務の手引き」を基本とし、全職員が共通の認識をもって業務に取り組む体制を整えている。昨年度に引き続き、年1回以上の見直しを実施し、全職員が理解しやすい内容となるよう、継続的な改善を図る。

特に児童支援においては、昨年度作成した「清光学園児童支援ハンドブック」に基づき支援を行う。このハンドブックには、社会的養護下にある子どもによく見られる特徴、発達障害やその他の課題に関する知識、ならびにストレングスや自己決定を重視したソーシャルワーク視点からのアプローチ方法が記載されているため、全職員がこれらの基本的な知識と支援方針を共有し、統一した考えで児童支援に取り組む。

ここで言う「標準化」とは、個々の業務に関する手順等についてなされるものであり、児童一人ひとりに着目した「個別化」した支援においては、ホーム単位での対応や専門職、関係機関との連携を通じて十分に検討を行い、共通理解のもとで実施する。

(6) 人材育成

清光学園人材育成計画に基づき職員一人ひとりが目標管理シートを作成することにより、個々の職歴等に合わせた育成を行っていく。

具体的な育成としては以下のOJT、Off-JT、SDSの3つの形態とするが、OJTを基本とし、これを補完する役割として、Off-JT（施設内研修・外部研修への派遣）、SDS（自己啓発活動への援助）を合わせて推進する。内部研修・外部研修を受講した職員は職員会議において伝達研修の場を設け、情報を共有するとともに、プレゼンテーション能力を高める機会とする

特に新採用の職員については入職前から新人研修を実施し、子どもに対する有効的な言葉かけや不適切な関わりについて具体的な例を示しながら、知識、技能の向上を図る。また、配属されたホームだけではなく他のホームに入る日を設け、自分のホーム以外の業務を経験させる。他ホームを経験した後は新人職員、ホームリーダーともに感想を記録させ、今後の業務にフィードバックする。

組織全体の専門性の向上としては、社会福祉士や精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカー等の資格取得の啓発を行い、職員一人ひとりの専門性を高めていく。

※ OJT（On the Job Training）

上司や先輩が、部下や後輩に対し、日々の様々な業務を通して、業務に必要な視点や知識、技術などを意図的・計画的・継続的に指導することを指し、具体的には以下の内容を実施する。

- 同行活動・・・キャリアのある職員と施設内の業務や活動をともにして学ぶ
- スーパービジョン・・・定期的、継続的に受ける
- ケースカンファレンス・・・定期的、継続的に参加する

※ Off-JT（Off the Job Training）

OJT に対して、日常業務を離れての研修を指す。施設内で職員を集めて行われる内部研修と、施設が職員を派遣して行われる外部研修の２種類を階層別・職種別に受講させていく。

※ SDS（Self Development System）

職員が施設内外で自主的な研修活動を行うものである。施設が認め、場所の提供などの援助を行い、積極的な自己研鑽を促すことが望まれる。これには、職員有志が集まって開催する勉強会、職員個人が自主的参加を希望した外部研修等が考えられ、希望があれば随時援助を行っていく。

（７）働きやすい環境作り

園長による職員面談やアンケートにより職員の業務に対する意向を把握するとともに、メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、精神保健福祉士によるストレスチェックを全職員に実施していく。また、各ホーム会議の際に２か月に１度の割合で園長、園長補佐が参加し、児童、職員間において風通しの良い環境が作られているか、ホームの状況について話し合う時間を持つこととする。話し合いの場を通してチームワーク、オープンなコミュニケーションを奨励し、前向きで協力的な職場文化を促進する。

働き続けられる職場環境づくりの取り組みとして、労働時間の適正な把握を行うことにより、ワークライフバランスの向上及びより良い就労環境の整備を行う。

また、今年度より年次有給休暇を含め７連休の取得を奨励し、心のリフレッシュ及び年次有給休暇の計画的付与にあてることとする。

（８）苦情解決

社会福祉法第８２条の規定により、児童や保護者などからの要望や不満、苦情に対し、苦情受付担当者及び苦情解決責任者並びに第三者委員により適切な解決に努める。特に児童からの意見については満足度調査や児童会、個別の聞き取りや目安箱の設置など意見収集の機会を多く設け、訴えや要望を大切に受け止めていく。

（９）園内研修（園内研修委員会）

職員のスキルアップを目指し定期的に研修を行い実践に繋げる事が出来るようにしていく。ホーム間の研修を引き続き行くと共に職種やニーズに添ったものなど考慮しながら計画し園内、外部研修を積極的に取り入れていく。

(10) 学習指導（学力向上委員会）

- ・家庭学習状況の確認、及び状況に合わせてアプローチ。
- ・学習塾等の検討。
- ・各ホーム登校支援の見直し。
- ・登校状況を確認、欠席や不登校児童の把握と共に各ホームへのアプローチ。
- ・早い段階からの進路選択や助言。

(11) 性教育（性教育委員会）

- ・多様化する性的問題行動について理解を深めていく。
- ・性教育委員会が主となって性的問題行動への対応を考えていき、各ホームの職員にフィードバックできるようにしていく。

(12) 児童会（児童会サポート委員会）

- ・児童の意向を尊重し、生活全般について児童と一緒に考える。
- ・よりよい生活環境の構築に向けて取り組ませ、児童の自主性と協調性を養う。

(13) 広報（学園だより編集委員会）

年2回の発行を目標とし、学園内の活動を発信していく。充実した内容を掲載出来るよう、情報収集をして行く。委員全員で連携し、記入ミス等が無いように作業して行く。

(14) 個別対応

虐待などにより特別な対応が必要な児童に対し、個別面接、生活場面で1対1の対応の場を設け、一人ひとりのニーズに合わせて個別にサポートをする。児童が他者との良好な関係を築くことが出来るようにし児童の健全な育成を図る。

(15) 家庭支援

家庭支援の業務を遂行するにあたり、多職種連携を基本に児童に寄り添った支援を行う。ホーム職員とも連携し、家庭復帰や自立を目指す。アフターケアにも重点を置き、アウトリーチ支援を行う。

(16) 里親支援

- ・普及啓発活動や各種研修に積極的に参加・協力する。
- ・児童と里親家庭のマッチング及び一時里親、週末里親利用の可能性を検討する。
- ・里親家庭からの相談等に対し、施設の専門性を活かした支援を行う。
- ・里親サロンを開催し、里親同士の交流を図る。
- ・施設と里親、相互理解に努めると共に、園内研修への参加呼びかけを行い、養育スキル向上を目指す。

(17) 心理支援

- ・心理療法や心理教育を通して、生きることへの安心感や自信を育み、本人らしく生活する未来を目指す。
- ・必要に応じて心理検査を実施して、児童の持っている強みや弱みを検討し、本人の自己理解や施設内支援に役立てる。

(18) 地域分散支援

- ・子どもの養育状況、ホーム内の人間関係の把握と報告をしっかり行い、支援や円滑な運営のマネジメントを支える。
- ・職員の悩み、ストレスなどのメンタルヘルスに対して把握、対応する。

(19) 特別指導

大船渡市長杯・BBS への参加への取り組みは継続しつつ、NEW スポーツや季節事のスポーツを年間を通して検討、計画する。

(20) 自立支援

- ・児童進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携を図る。
- ・自立に向け利用できる制度や奨学金等の情報提供および相談支援を行う。
- ・家庭支援専門相談員と連携し、アフターケアを行う。

(21) 実習生の受け入れ

- ・現場での実習を通して、子どもの実態、理論と実践を学ぶ機会を提供する。
- ・社会福祉士実習においては、将来の人材育成という観点を持ち、施設での現場実習を通して理論と実践を総合的に学ぶ機会を提供する。また、必要な専門性・能力のみならず、多機関と連携しながら重層的な相談支援体制を学ばせていく。

(22) 防災・防犯

- ・地域分散ホーム含め、計画通りに訓練や防災教育を実施し、防災意識を高める。地域とも連携し、安全な場所の確保に努める。
- ・防犯マニュアルに沿い、安心する場所や自分自身を守れるよう、知識や技術を高める。関係機関にも協力を得て、勉強会も開く。

(23) 交通安全

安全に配慮した道路の通行を行えるよう意識を高めること、また、登下校時や普段の生活の中での危機察知能力を向上出来るように交通安全の意識づけを見守りなどを通して行う。

(24) 地域連携

- ・育成会や町内の行事に参加し、協力をしながら、地域の方々と交流を深める。
- ・児童の積極的参加を目指す。

2 各ホーム運営方針

スピカホーム

◎支援目標

- 1 あたたかな雰囲気の中で、安心・安全な生活の場を築く。
- 2 人と関わる中で、コミュニケーション能力と相手を思いやる心を育てる。

◎具体的取り組み

- ① 子どもたちの声に耳を傾け、日常の会話を大切にし、あたたかく家庭的な雰囲気を心がける。職員間で情報共有しながら成育歴の中で身体的・精神的に負担があることを忘れず適切に支援に当たり安心して生活できるように努める。また、環境整備にも配慮し、安全に生活できるように留意する。
- ② 子ども同士や職員との関わりの中で対人関係を深めていけるようにする。その中で表現や社会性を身につけ、人との距離感や適切な関わり方を身につける。自分の思いを受け止めてもらいながら相手を思いやる気持ちを育てたり、相手に気持ちを伝える大切さを職員共々心にとめながら生活していく。

シリウスホーム

◎支援目標

- 1 子どもたちが大切にされていると感じる環境の中で、健やかな成長を促す。
- 2 一人ひとりの児童が身体的、精神的、社会的に成長できるように支援する。
- 3 子どもと大人がお互いに助け合い、思いやれる良好な関係作りをしていく。

◎具体的取り組み

- ① 家庭的な雰囲気の中で、安心、安全が確保された居場所を提供し、子ども達が「大切にされている」「守られている」と実感出来るホームを目指す。
子どもの疾病や発達特性を把握しておくと共に、日々の変化に常に気を配りながら関わる。
- ② 生育歴の中で精神的・身体的に負担を受けている児童や愛着形成が未自立な児童が居ることを踏まえ、子どもたちの様々な言動においても受容・共感をしたうえで自立に向けた自己決定が出来るように導き、成長出来るよう支援にあたる。
- ③ 子どもたちが日々の生活の中で、他者との会話を大切にしながら、相手の良さに目を向けた関わりとコミュニケーションを大切にし、大人自らも一緒に成長しようとすることを目指す。
日々の生活の中で感じる困難、失敗を乗り越えられる為に共に考えを話し合い、みんなで助け合う関係・雰囲気づくりに努める。

オリオンホーム

◎支援目標

- 1 子どもたちが安心出来る関係、環境を作る

2 自立心を育てる

◎具体的取り組み

- ① 子どもの小さな変化に気付くことが出来るよう、日々のコミュニケーションを大切にするとともに、一人一人の特性を理解し、個々の児童に合わせた支援を行う。関わりの上では子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって必要な存在になれるような関係を築く。また、上記のかかわりにおいて職員間で異なる支援にならないよう、情報共有の徹底、支援指導の方向性の統一を図る。
- ② アセスメントを丁寧に行い、必要なスキルを身に付けられるよう支援する。児童自身が自立に向けて、職員と一緒に考え支援をし、気持ちの面での自立を促すし、生きる力を育てる。

ペガサスホーム

◎支援目標

- 1 子ども達が「安心・安全・自分の居場所」と思える環境作りをする。
- 2 子ども達と職員、子ども同士、職員同士のコミュニケーションを大切にする。

◎具体的取り組み

- ① 発達障害や愛着障害など、それぞれの子どもの特性・個性を理解し、一人ひとりに適した支援を行う為に日常の情報共有を密に行いホーム職員が共通認識の元、接することにより愛着を深めていく。
- ② 日常の関わりの中で相互のコミュニケーションを十分に図り、自分の考え・意見を持つこと、発言すること、そして、それが受容される経験を積み重ねていく。この経験を繰り返す中で、自己肯定感が高められるよう支援していく。

くすのきホーム

◎支援目標

- 1 自信を育てる
- 2 自愛、他愛の気持ちを育てる
- 3 社会性を育てる

◎具体的取り組み

- ① 日常生活の中で様々な事に挑戦し、成功体験を積みませ達成感を味わう。些細な成長も見逃さず、成長を実感させる。健全な自己決定が出来るよう見守り、支援する。
- ② 安心・安全が守られた環境で愛着形成に努め、よい所も悪い所もお互いを受け止め合える雰囲気を作る。大切にされている事が実感できる様、ポジティブな発言を心掛ける。
- ③ 地域の一員としての役割を自覚し、挨拶や積極的な行事、地域活動参加に努めていく。ホーム生活、地域交流を通してコミュニケーション能力向上を図る。

みずきホーム

◎支援目標

- 1 自立に必要なスキルを身につける。
- 2 地域との関りを大切にし、積極的に地域活動に参加する。

◎具体的取り組み

- ① 児童主体の生活を基本とし、日々のコミュニケーションを大切にしながら、統一した支援の中で様々な経験を積ませる。自立に向けて児童それぞれの必要なスキルを明確にし支援にあたる。
- ② 地区行事や早朝清掃等の地域活動への参加、普段の挨拶など子ども職員共に積極的に行い、地域の一員としての意識を持たせていく。

けやきホーム

◎支援目標

- 1 安心できる生活環境の整備
- 2 自己肯定感の向上と自立支援
- 3 良好な対人関係の構築と社会性の育成

◎具体的取り組み

- ① ホームが子どもたちにとって「安心できる居場所」となるよう、生活リズムを整え、規則正しい生活習慣を身につけられるよう支援する。朝夕のルーティンを大切にし、睡眠や食事の時間を安定させることで、心身の健康を保てるよう配慮する。また、プライバシーを尊重しつつも、孤立を防ぐための声かけや関わりを大切にし、各自が落ち着ける空間を確保する。さらに、職員が温かく関わることで、家庭的な雰囲気を大切にし、子どもたちが安心して本音を話せる関係性を築いていく。
- ② 子どもたちが自分自身の良さに気づき、自信を持てるよう、一人ひとりの得意なことを見つけ、成功体験を積み重ねる機会を提供する。学習面では、学校の宿題や学習を見守るだけでなく、子どもの興味や将来の目標に寄り添った学習支援を行い、進路選択に関する話題を積極的に出すことで、日頃から自身の将来について意識させていく。生活面では、調理や掃除、金銭管理などの実践的なスキルを少しずつ身につけられるよう、日常の中での経験を積み重ね、将来の自立に向けた支援を行う。
- ③ 子どもたちが職員や仲間と安心して関係を築けるよう、一人ひとりの思いや気持ちを尊重しながら、適切な自己表現の方法を学べるよう支援する。ホーム内では互いに気持ちを伝え合う機会を設け、意見の違いがあったときも話し合いで解決できるようサポートする。また、地域や学校との関わりを大切にし、外部の人との交流を通じて社会的な経験を広げていく。感情のコントロールが難しい場面では、子どもの気持ちを受け止めながら、冷静に対処する方法を一緒に考え、良好な対人関係を築くための力を育んでいく。